

# 地方財政審議会付議（説明）案件

平成28年5月27日（金）

（案件名）

- ・熊本地震被災地支援宝くじについて

自治財政局地方債課

尾崎課長補佐（内23393）

## 熊本地震被災地支援宝くじの発売について

- 「ドリームジャンボ宝くじ」（発売期間：H28.5.11～6.3）を活用し、熊本地震の被災地の緊急支援を実施。
- 計画額750億円のうち100億円を被災地支援分と位置づけ、収益金（約40億円）を被災団体に配分。

### ドリームジャンボ宝くじの概要


発 売 団 体	全国都道府県及び20指定都市
発 売 期 間	H28.5.11～6.3
計 画 額	750億円
額 面	300円
賞 金	1等前後賞合わせて7億円(1等:5億円、前後賞:1億円)

# 復興宝くじの概要

	東日本大震災復興支援グリーンジャンボ	口蹄疫復興宝くじ	東日本大震災復興宝くじ	新潟県中越大震災復興宝くじ	阪神・淡路大震災復興協賛宝くじ	阪神・淡路大震災復興宝くじ
発売年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成17年度	平成8年度	平成7年度
発売時期	H24.2.14～3.14 (30日間)	H23.10.15～10.25 (11日間)	H23.7.30～8.9 (11日間)	H17.4.11～4.26 (16日間)	H8.7.2～7.11 (10日間)	H7.4.11～4.20 (10日間)
発売団体	全国	宮崎県・熊本県・大分県・鹿児島県 【全国発売】	青森県・岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・千葉市・新潟県・長野県 【全国発売】	新潟県 【全国発売】	全国	兵庫県・神戸市 【全国発売】
発売目的	東日本大震災で被災した地域における災害復旧・復興事業の財源に充てるため。	口蹄疫で被災した地域における復興対策事業の財源に充てるため。	東日本大震災で被災した地域における災害復旧・復興事業の財源に充てるため。	新潟県中越大震災で被災した地域における災害対策事業の財源に充てるため。	阪神・淡路大震災で被災した地域における災害対策事業の財源に充てるため。	阪神・淡路大震災で被災した地域における災害対策事業の財源に充てるため。
発売額 (発売計画額)	660億円 (通常分 460億円 復興分 200億円)	50億円	300億円	100億円	250億円 (通常分 150億円 復興分 100億円)	200億円
額面・最高賞金	300円・3億円	200円・3,000万円	200円・3,000万円	200円・1億円	500円・1億円 (通常分 300円 復興分 200円)	200円・4,000万円
販売実績 (消化率)	1,104億円(167%)	24億円(48%)	98億円(33%)	100億円(100%)	203億円(81%)	216億円(108%)
収益額	【復興分】 151億円	10.8億円	41億円	42億円	【復興分】 36億円	100億円
備考 (災害発生日)	H23.3.11	H22.4.20	H23.3.11	H16.10.23	H7.1.17	H7.1.17

# 平成28年度ドリームジャンボ・ドリームジャンボミニ7000万証票図柄

## ■ドリームジャンボ



熊本地震被災地支援  
ドリームジャンボ

300 300 300 300

全国自治  
宝くじ  
第694回

ユニット  
00組  
SPECIMEN  
012345

見本 末等は300円  
発売 全国都道府県及び20指定都市  
受託 みずほ銀行

抽せん日 平成28年6月9日(木)  
支払期間 平成28年6月14日から平成29年6月13日まで

¥300 (下記の数字は整理番号で、宝くじの番号ではありません) 012345678901

©2010熊本県くまモン

## ■ドリームジャンボミニ7000万



熊本地震被災地支援  
ドリームジャンボミニ7000万

300 300 300 300

全国自治  
宝くじ  
第695回

ユニット  
00組  
SPECIMEN  
012345

見本 末等は300円  
発売 全国都道府県及び20指定都市  
受託 みずほ銀行

抽せん日 平成28年6月9日(木)  
支払期間 平成28年6月14日から平成29年6月13日まで

¥300 (下記の数字は整理番号で、宝くじの番号ではありません) 012345678901

©2010熊本県くまモン

## < 参照条文 >

### ■ 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）（抄）

（当せん金付証票の売買）

第 6 条 当せん金付証票の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付（以下「当せん金付証票の発売等」という。）については、都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証票の発売等の事務のうち都道府県又は特定市が自ら行うものを除き、銀行その他政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。

2 （略）

3 都道府県知事又は特定市の市長は、第一項の規定による委託を行おうとする場合には、当せん金付証票の発売等の事務のうち銀行等に委託して取り扱わせるもの（以下この項において「委託対象事務」という。）の範囲及び、一定期日までに申請する銀行等に対し、委託対象事務を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証票の売得金のうち、次の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨を、当該当せん金付証票の発売期間の初日の三月前まで （災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものとして総務大臣が指定する当せん金付証票に係る委託対象事務を委託して取り扱わせる場合にあつては、当該当せん金付証票の発売期間の初日の一月前まで） に公告しなければならない。

一・二 （略）

4～7 （略）